〇標準貨物自動車運送約款

（平成二十年運輸省告示第百七十五号）

最終改正　平成三十年　国土交通省告示第三百二十一号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務
　第一節　運送契約（第三条―第十条）
　第二節　引渡し（第十一条―第十五条）
　第三節　運賃・料金及び立替金（第十六条―第二十五条）
　第四節　指図（第二十六条・第二十七条）
　第五節　荷送人の変更及び取戻し（第二十八条―第二十四条）
　第六節　運賃後払（第二十五条・第二十六条）
　第七節　運賃後払の法定金（第二十七条―第三十五条）
　第八節　運賃後払の運賃（第三十六条―第三十七条）
　第九節　附帯業務（第三十八条―第三十九条）
第三章　附帯業務（第四十条―第四十八条）

第一章　総則

（事業の開始）

第一条　当社は、（事業の名称）による貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、貨物自動車利用運送事業を行います。

4　当社は、貨物自動車利用運送事業を行います。

（実用運賃）

第二条　当社の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送約款（以下「この約款」という。）は、この約款の定めるところによります。

2　よりこの約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当社は、前項の規定によるほか、法令又は一般の慣習に反しない範囲で、約款の申込みを承諾することができます。

第二章　運送業務等

第一節　運送契約

（受付日時）

第三条　前項受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の種類）

第四条　当社は、運送の申込を受け付ける種類は、貨物の運送を行います。ただし、簡易な性質のものに限ります。

（引受拒否）

第五条　当社は、次の場合には、運送の申込を受け付けないことがあります。

一　運送契約締結　運賃及び料金の支払を拒絶する者

二　書類不備　運賃及び料金の支払を拒絶する者

三　不可抗力　天災、事変、火災、暴風雨、雪その他の天災

四　法令又は公権力の発動による運送の差止め、押収、没収、差押又は捜索等の引渡し

五　荷送人又は荷受人の故意又は重過失

六　その他当社の業務の運営上支障があるとき

（運賃後払）

第六条　運賃後払は、荷送人が、次の事項を記載した書面を当社に交付した時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

一　荷送人の氏名又は名称

二　荷受人の氏名又は名称

三　貨物の種類

四　運賃後払の運賃

五　荷送人の住所又は連絡先

六　荷受人の住所又は連絡先

七　荷送人の署名

2　荷送人は、当社が交付した書面を紛失したときは、その再交付を当社に請求することができます。

（引受場所）

第七条　当社は、次の各号の一に該当する場合は、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当社の事業所が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

二　荷受人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

三　当社運送業務上支障があるとき。

四　当社運送業務上支障があるとき。

五　当社運送業務上支障があるとき。

六　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

七　その他当社の業務の運営上支障があるとき。

（送り状等）

第八条　荷送人は、次の事項を記載した送り状（以下「送り状」という。）を当社に交付しなければなりません。ただし、運賃後払において又は法令の定めによる運送の当事者であるときは、この限りではありません。

一　荷送人の氏名又は名称

二　荷受人の氏名又は名称

三　貨物の種類

四　運賃後払の運賃

五　荷送人の住所又は連絡先

六　荷受人の住所又は連絡先

七　荷送人の署名

2　荷送人は、当社が交付した送り状を紛失したときは、その再交付を当社に請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第九条　運賃後払の運賃は、荷送人が、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃の支払）

第十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、受領証と引換えに支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

第二節　引渡し

（貨物の到着及び引渡し）

第六条　当社は、貨物の運送の申込を受けたときは、その貨物の到着及び引渡しを申込者に通知するものとします。

2　当社は、前項の通知を行なうに当たり、貨物の運賃及び料金の支払を申込者に請求することができます。

3　当社は、貨物の運送を拒絶するときは、その旨を申込者に通知するものとします。

4　当社は、貨物の運送を拒絶するときは、その旨を申込者に通知するものとします。

（引渡の拒絶）

第七条　当社は、次の各号の一に該当する場合は、運送の引渡を拒絶することがあります。

一　運送の申込を受け付けないとき。

二　運送業務上支障があるとき。

三　運送業務上支障があるとき。

四　運送業務上支障があるとき。

五　運送業務上支障があるとき。

六　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

七　その他当社の業務の運営上支障があるとき。

（送り状等）

第八条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、運賃後払において又は法令の定めによる運送の当事者であるときは、この限りではありません。

（事業としてする運送の当事者であるときは、第三条第二項において「当社」。）が荷送人である場合であって、当社がその必要があると認めたときは、この限りではありません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積その他の種類及び個数

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　荷送人の氏名又は名称及び住所（荷送人が、ファーストキャリアである場合にあっては、その名称及び住所を含む。）

四　運送の年月日

五　運送の番号

六　当社運送業務上必要と認めるもの

（送り状の交付）

第九条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、当社に交付しなければなりません。ただし、運賃後払において又は法令の定めによる運送の当事者であるときは、この限りではありません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積その他の種類及び個数

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　運送の年月日

四　運送の番号

五　その他当社の業務の運営上必要な事項

2　荷送人は、当社が交付した送り状を紛失したときは、その再交付を当社に請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

3　当社は、荷送人が、運賃後払の運賃を支払わないときは、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第二十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第三十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃後払の運賃）

第四十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

第三節　運賃・料金及び立替金

（運賃等の支払）

第十条　運賃等の支払は、貨物の受取の時に、荷送人が、当社に対し、貨物の運賃及び料金を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

3　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第二十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第三十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

（運賃等の支払）

第四十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の受取の時に、運賃後払の運賃を支払うものとします。

2　荷送人が、当社運賃後払の運賃を支払わないときは、当社は、荷受人に対し、その支払を請求することができます。

第四節　指図

（荷送人の指図）

第十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止、返送、運送先の変更その他の指図をすることができます。

2　荷送人が、当社に対し、貨物の運送の中止、返送、運送先の変更その他の指図をすることができます。

3　荷送人が、当社に対し、貨物の運送の中止、返送、運送先の変更その他の指図をすることができます。

（荷送人の指図の拒絶）

第十七条　当社は、荷送人の指図が、次の場合には、その指図を拒絶することがあります。

一　貨物の運送の中止、返送、運送先の変更その他の指図をすることが、運送業務上支障があるとき。

二　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

三　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

（荷送人の指図の拒絶）

第十八条　当社は、荷送人の指図が、次の場合には、その指図を拒絶することがあります。

一　貨物の運送の中止、返送、運送先の変更その他の指図をすることが、運送業務上支障があるとき。

二　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

三　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

（荷送人の指図の拒絶）

第十九条　当社は、荷送人の指図が、次の場合には、その指図を拒絶することがあります。

一　貨物の運送の中止、返送、運送先の変更その他の指図をすることが、運送業務上支障があるとき。

二　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

三　荷送人が、荷受人の住所から遠隔であるとき。

（荷送人の指図の拒絶）

第二十条　当社は、荷送人の指図が、次の場合には、その指図を拒絶することがあります。

一　貨物の運送の中止、返送、運送先の